

■まちなか交流館

コミュニティホールの利用料金の上限額及び指定管理者設定利用料金

● 現行(平成27年度)

使用時間	金額
午前10時から午後1時まで	640円
午後1時から午後5時まで	860円
午後5時から午後7時まで	430円

備考 使用者が営利を目的として使用する場合又は営利を目的としないが入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の利用料金の上限額は、これらの規定による金額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。

- (1) 営利を目的として使用する場合 10割
- (2) 入場料等のうち最高額のもの1,500円以上3,500円未満の場合(前号に該当する場合を除く。) 5割
- (3) 入場料等のうち最高額のもの3,500円以上の場合(第1号に該当する場合を除く。) 10割

● 平成28・29年度

使用時間	利用料金の上限額			指定管理者設定利用料金の額	
	市民	市民以外の者		市民	市民以外の者
午前10時から午後1時まで	810円	1,210円	→	810円	1,210円
午後1時から午後5時まで	1,080円	1,620円		860円	1,450円
午後5時から午後7時まで	540円	810円		540円	810円

備考 使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合(入場料等のうち最高額のもの1,500円未満の場合を除く。)又は営利若しくは営業宣伝その他これに類すること(以下「営利等」という。)を目的として使用する場合の利用料金の上限額は、この表による利用料金の上限額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 入場料等のうち最高額のもの1,500円以上3,500円未満の場合 5割
- (2) 入場料等のうち最高額のもの3,500円以上の場合 10割
- (3) 営利等を目的として使用する場合(前2号に該当する場合を除く。) 5割

● 平成30年度以降

使用時間	利用料金の上限額			指定管理者設定利用料金の額	
	市民	市民以外の者		市民	市民以外の者
午前10時から午後1時まで	970円	1,450円	→	860円	1,450円
午後1時から午後5時まで	1,290円	1,940円		860円	1,450円
午後5時から午後7時まで	640円	970円		640円	970円

備考 使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合(入場料等のうち最高額のもの1,500円未満の場合を除く。)又は営利若しくは営業宣伝その他これに類すること(以下「営利等」という。)を目的として使用する場合の利用料金の上限額は、この表による利用料金の上限額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 入場料等のうち最高額のもの1,500円以上3,500円未満の場合 5割
- (2) 入場料等のうち最高額のもの3,500円以上の場合 10割
- (3) 営利等を目的として使用する場合(前2号に該当する場合を除く。) 5割